

一般質問一覧表

田原市議会第2回定例会（第2日・第3日）
令和7年6月16日・17日

個人質問

令和7年6月16日（予定）

1番 自由民主党田原市議団 真野尚功議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 新型コロナウイルスワクチン接種について

1. 特例臨時接種期間中に実施された新型コロナウイルスワクチン接種について
2. 定期接種化後の新型コロナウイルスワクチン接種について

2番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

○ ウェルビーイングの向上について

1. ウェルビーイング向上と施策の推進について
2. 職員のウェルビーイング向上について
3. 小中学校でのウェルビーイング向上について

○ 包括的性教育の在り方について

1. 包括的性教育の考え方について

3番 自由民主党田原市議団 山上勝由議員

（一問一答方式）

○ 農地の継続的な利用について

1. 田原市地域計画の運用状況について
2. 担い手の農地取得への支援について

4番 国民民主党田原市議団 中村健太郎議員

（一問一答方式）

○ 市職員の働きやすい環境づくりについて

1. 窓口業務の受付時間の見直しについて
2. カスタマーハラスメント対策について
3. 人事評価制度について

5番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 健康づくりの推進について

1. 健康づくりができる環境について
2. 健康づくりに関わる人材育成について

6番 新政田原自民クラブ 内藤浩議員

（一問一答方式）

○ 障害のある方との地域共生社会実現に向けた取組について

1. 地域共生社会実現のための推進体制について
2. 地域生活の継続に必要な取組について
3. 公共施設のユニバーサルデザインへの取組について

令和7年6月17日（予定）

7番 自由民主党田原市議団 古川 幸宏議員

（一問一答方式）

○ コミュニティバス運行事業について

1. ぐるりんミニバス中山線デマンド運行実証実験について

8番 自由民主党田原市議団 小川貴夫議員

（一問一答方式）

○ 安心で安全な社会の構築について

1. 窃盗等の犯罪行為に対する防止対策について
2. 不法投棄に対する防止対策について

9番 新政田原自民クラブ 中神靖典議員

（一問一答方式）

○ 児童・生徒の安全対策について

1. 児童の登下校時における通学路の安全対策について
2. 急激な気象変化に伴う学校の対応について
3. 学校の防犯対策について

10番 自由民主党田原市議団 小川金一議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 超高齢社会の進展への対応について

1. 地域に暮らす高齢者の課題について
2. 高齢者が地域で活躍するために必要な環境について

11番 空のひばり会 中野哲伸議員

（一括質問一括答弁方式）

○ 部活動の地域展開について

1. 地域クラブ活動の考え方について
2. 生徒への配慮について

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	新型コロナウイルスワクチン接種について
質問項目(小項目)	1. 特例臨時接種期間中に実施された新型コロナウイルスワクチン接種について
質問要旨:特例臨時接種期間中に田原市民として新型コロナウイルスワクチン接種を受けた方は約 5 万人に上る。 そこで、本市におけるワクチン接種と新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化率や死亡率との関係性、並びに副反応や健康被害の状況について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 定期接種化後の新型コロナウイルスワクチン接種について
質問要旨:令和 6 年度から定期接種化された新型コロナウイルスワクチン接種において、使用されるワクチンとして、ファイザー社、モデルナ社、第一三共社、Meiji Seika ファルマ社、武田薬品工業社において製造または販売された JN.1 系統対応 1 価ワクチンが国の予防接種実施規則に位置づけられている。 そこで、本市の接種において使用されたワクチンの種類と市民への周知について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(8時30分受付)	受付番号	個-1
------------	-------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子

(会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 63 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	ウェルビーイングの向上について
質問項目(小項目)	1. ウェルビーイング向上と施策の推進について
質問要旨：地方自治体は、住民の福祉の増進とともにウェルビーイングの向上を図ることが、自治体の使命の一つと考える。 そこで、ウェルビーイング向上と施策の推進について市の考えを伺う。	
質問項目(小項目)	2. 職員のウェルビーイング向上について
質問要旨：住民サービスを提供する職員が、心身ともに健康で、意欲的に働ける職場環境の整備が重要であると考えます。 そこで、職員のウェルビーイング向上について市の考えを伺う。	
質問項目(小項目)	3. 小中学校でのウェルビーイング向上について
質問要旨：児童生徒や教員が、心身ともに健康で、幸せに生活するための、小中学校でのウェルビーイング向上について、市の考えを伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(8時36分受付)	受付番号	個-2-1
------------	-------------------	------	-------

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子

(会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	包括的性教育の在り方について
質問項目(小項目)	1. 包括的性教育の考え方について
質問要旨：SNS を使った性暴力被害・加害など性をめぐる社会環境は、大きく変化している。こうした社会状況の中で、これまでの狭義の性教育ではなく、人権やジェンダー平等を基礎とした包括的性教育が必要になる。そこで、包括的性教育について市の考え方を伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／
枚

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(8時36分受付)	受付番号	個-2-2
------------	-------------------	------	-------

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 山上 勝由
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	農地の継続的な利用について
質問項目(小項目)	1. 田原市地域計画の運用状況について
質問要旨: 田原市地域計画は、地域農業の将来の在り方と、農地 1 筆ごとの 10 年後の耕作者計画を明記した目標地図を、地域の農業者等の意見を踏まえて策定したものである。本市は持続可能な農業の実現を目指しており、農地集約化を加速させる必要がある。 そこで、現在の田原市地域計画の運用状況について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 担い手の農地取得への支援について
質問要旨: 担い手にとって農地の確保は重要な課題である。本市で農業を新たに志す方や、経営規模を拡大する方等の担い手の農地取得への支援は必要な施策だと考えており、遊休農地の増加を防ぐ上でも重要であると考えられる。 そこで、担い手の農地取得への支援について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／	枚
---	---

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 7 年 6 月 2 日 (9 時 25 分 受付)	受付番号	個-3
------------	------------------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中村 健太郎

(会派名：国民民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	市職員の働きやすい環境づくりについて
質問項目(小項目)	1. 窓口業務の受付時間の見直しについて
質問要旨：近年、市役所の窓口業務については職員の働き方改革や市民の利便性向上などの観点から変化が求められており、その一つとして窓口受付の時間と職員の勤務時間に差を設けることで、時間外勤務の削減に取り組む自治体が見られている。 そこで、本市においても窓口業務の受付時間の見直しを行う考えはあるか伺う。	
質問項目(小項目)	2. カスタマーハラスメント対策について
質問要旨：近年、社会全体でカスタマーハラスメントが深刻化しており、行政窓口等においても職員に対する理不尽な要求や長時間の拘束といった事例が報告されている。 そこで、本市のカスタマーハラスメントの現状と、その問題点を伺う。	
質問項目(小項目)	3. 人事評価制度について
質問要旨：本市の人事評価制度は、人材育成、職員の士気高揚、組織的な勤務能率の向上を意義・目的とする。その実現のために、職員の能力と業績を適正に評価するものであり、適切な運用を図る必要がある。 そこで、人事評価制度の現状と課題について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(11時17分受付)	受付番号	個-4
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	健康づくりの推進について
質問項目(小項目)	1. 健康づくりができる環境について
質問要旨:令和 7 年 3 月に策定された健康たはら 21 第 3 次計画では、市民が自主的に健康づくりに取り組むことができる企画や環境を整えることについて記載されているが、具体的な進め方を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 健康づくりに関わる人材育成について
質問要旨:健康づくりを始めるには周りの人の存在が大きく影響するため、健康づくりを勧めて広める人材の育成と、それを支える地域との連携について記載されているが、具体的な進め方を伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(11時30分受付)	受付番号	個-5
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 浩
 (会派名：新政田原自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	障害のある方との地域共生社会実現に向けた取組について
質問項目(小項目)	1. 地域共生社会実現のための推進体制について
質問要旨: 施政方針で「誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の充実に努める」とあるが、障害のある方との地域共生社会実現に向けた推進体制を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 地域生活の継続に必要な取組について
質問要旨: 重い障害を抱える子どもを含め、障害児やその家族が希望する地域生活を継続するために必要な取組について伺う。	
質問項目(小項目)	3. 公共施設のユニバーサルデザインへの取組について
質問要旨: 合理的配慮を踏まえ、本市における誰もが使いやすい公共施設のユニバーサルデザインへの取組について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／	枚
---	---

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月2日(15時18分受付)	受付番号	個-6
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 3 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 古川 幸宏
 （会派名：自由民主党田原市議団）

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	コミュニティバス運行事業について
質問項目(小項目)	1. ぐるりんミニバス中山線デマンド運行実証実験について
質問要旨:ぐるりんバス等のコミュニティバス運行事業は、市民の移動の足として不可欠なインフラである。特に令和 7 年 10 月から予定されている「ぐるりんミニバス中山線デマンド運行実証実験」は、今後のコミュニティバス運行事業の在り方を検討していく上で重要な取組であると考えている。 そこで、ぐるりんミニバス中山線デマンド運行実証実験を通じて、どのように運行方式を決定するのか、市の考え方を伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／	枚
---	---

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月3日(15時21分受付)	受付番号	個-7
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 4 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫
 （会派名：自由民主党田原市議団）

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	安心で安全な社会の構築について
質問項目(小項目)	1. 窃盗等の犯罪行為に対する防止対策について
質問要旨:本市における刑法犯罪の発生件数について、令和 6 年は 200 件を超え、直近 5 年において増加傾向にある。その中でも、農機具や農産物の盗難及び金属盗といった非侵入盗が特に増加している。 そこで、窃盗等の犯罪行為に対する防止対策について、本市のこれまでの取組と課題について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 不法投棄に対する防止対策について
質問要旨:本市では、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄防止マグネットの配布による啓発活動など、様々な取組を行っているが、現在も不法投棄は続いている。 そこで、これまでの不法投棄に対する防止対策の効果と課題について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月4日(9時6分受付)	受付番号	個-8
------------	------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 4 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中神 靖典

(会派名：新政田原自民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	児童・生徒の安全対策について
質問項目(小項目)	1. 児童の登下校時における通学路の安全対策について
質問要旨:昨今の児童の登下校における事件、事故の報道を受けて、通学路に対する安全対策の取組を伺う。	
質問項目(小項目)	2. 急激な気象変化に伴う学校の対応について
質問要旨:落雷などの急激な気象変化による学校での事故が発生しているが、本市の安全対策の取組を伺う。	
質問項目(小項目)	3. 学校の防犯対策について
質問要旨:不審者による小中学校への侵入事件を受け、学校の防犯対策について見直しの声が高まっているが、本市の取組を伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／

 枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月4日(10時27分受付)	受付番号	個-9
------------	--------------------	------	-----

令和 7 年 6 月 4 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 金一
 （会派名：自由民主党田原市議団）

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	超高齢社会の進展への対応について
質問項目(小項目)	1. 地域に暮らす高齢者の課題について
質問要旨:令和 6 年度に策定した第 10 次田原市高齢者福祉計画では、団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる 2040 年頃には、田原市の高齢化率が 38.0% まで上昇し、超高齢社会の一層の進展が予測されている。 そこで、地域に暮らす高齢者の課題について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 高齢者が地域で活躍するために必要な環境について
質問要旨:地域の高齢者の中には、老人クラブ等でボランティア活動に活躍されている方がいる。しかし、価値観は個々で多様化しており、これまでのように一定の年齢になったら地域の組織に加入し、地域で役割を担うということが難しくなっていることから、地域では老人クラブ数、会員数は年々減少している。 そこで、高齢者が地域で活躍するために必要な環境について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／	枚
---	---

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月4日(10時40分受付)	受付番号	個-10
------------	--------------------	------	------

令和 7 年 6 月 4 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中野 哲伸

(会派名：空のひばり会)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	部活動の地域展開について
質問項目(小項目)	1. 地域クラブ活動の考え方について
質問要旨:令和 7 年度から中学校の休日部活動が廃止となり、今後は「休日の活動の場」を提供できるよう地域クラブを設置・認定し、中学生が自己の成長や新たな可能性を発見する機会を得るようにすると聞いている。 そこで、部活動の地域展開における地域クラブ活動の考え方について伺う。	
質問項目(小項目)	2. 生徒への配慮について
質問要旨:地域クラブは教育的意義を有する活動であり、障害や運動能力、家庭環境、言語の違いに関わらず、参加できる地域クラブが必要と考える。 そこで、生徒への配慮について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の

／
枚

 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和7年6月4日(11時30分受付)	受付番号	個-11
------------	--------------------	------	------